

賠償責任保険申請について（単位子ども会代表者用）

1. 事故発生

事故が発生したら、すぐに下記松子連事務局まで連絡してください。
必要書類を送付いたします。

2. 書類記入・提出（被共済者～単位子ども会～松子連事務局～三重県子連）

事故発生後、現場の事故発生状況を克明に記録し、物損の状況を写真に収めてください。
その様子を「子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》」に記載し、提出できるならば現場写真及び修理見積書などと共に提出してください。
物損の現状復帰後、かかった費用の全ての領収書及び現場写真とともに子ども会賠償責任保険金請求関連様式を松子連事務局までお送り下さい。

また、対人の場合、事故発生後、現場の事故発生状況を克明に記録し、状況を写真に収めてください。
その様子を「子ども会賠償責任保険事故報告《第一報》」に記載し、提出できるならば現場写真を、必要ならば修理見積書などと共に提出してください。
治癒後、かかった費用の全ての領収書（コピー可）及び現場写真とともに子ども会賠償責任保険金請求関連様式を松子連事務局までお送り下さい。

*** 事故発生後、速やかな対応を御願い致します。**

3. その後の手続き

賠償責任保険の手続きについては、松子連・県子連から全子連への申請後は、当事者と保険会社担当者との間で直接やり取りが行われます。

4. 松子連問い合わせ先

松子連事務局

〒515-8515 松阪市殿町 1315-3

松阪市教育委員会生涯学習課青少年育成係 TEL/0598-53-4401 FAX/0598-26-8816